

# 公立はこだて未来大学生物実験施設指針

平成 18 年 9 月 15 日

教授会決定

## 第 1 目的

この指針は、公立はこだて未来大学（以下「本学」という。）における生物実験施設に関し、「公立はこだて未来大学各種実験指針」（平成 18 年 9 月 15 日教授会決定）に定めるもののほか、本学の施設の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 施設の要件等および本学の実験施設

実験施設は、研究遂行上の要件、動物の生理、生態、習性および安全衛生管理の次の要件を満たすものとする。

### （1）施設の要件

- ① 実験施設は、実験生物が逸走しない構造および強度を有すること。
- ② 臭気、騒音、病原体感染等の対策に必要な構造を有し、廃棄物の保管に必要な設備を有すること。
- ③ 施設等の床、内壁、天井および附属設備等は、清掃・消毒が容易である等、衛生状態の維持および管理が容易な構造とすること。
- ④ 実験生物の飼養・保管を行う施設は、器材の洗浄や消毒等を行うための設備を有すること。

### （2）安全面の要件

- ① 実験実施者および飼養者が危険を伴うことなく作業ができる構造を有すること。
- ② 実験生物の飼養および保管ならびに動物実験等に関係のない者が、実験生物に接することのないよう必要な措置を講ずること。
- ③ 遺伝子組換え実験、放射性物質や放射線を用いる動物実験等、毒物・劇物・向精神薬等を用いる実験、病原体あるいは有害化学物質等を用いる動物実験等については、関係法令や規程等を遵守できるように、実験施設管理者が部屋を施錠管理し、また実験施設に施錠可能な保管場所を設けること。
- ④ 危険因子を使用する区域や部屋には危険因子の表示を行うこと。なお、遺伝子組換え実験、電離放射線を使用する動物実験等については、法の定めに従って表示すること。
- ⑤ 実験生物の死体や実験廃棄物の処理は、関係法令等の定める適切な方法により行うこと。
- ⑥ 必要に応じて、安全キャビネット、ドラフトチャンバー、局所排気装置などの設備・備品およびその取扱説明書を備え、労働災害の防止を行うこと。（ビニー

ルアイソレータ等飼育装置のガス滅菌が必要とされる場合には、ガスマスクを施設に備え付けること。)

- ⑦ 水槽等で水を用いる実験を行う施設は、適切な防水および漏水対策を講ずること。

(3) 本学の実験施設等

実験対象とする生物等により、次のように実験施設等を指定する。

- ① 爬虫類以上の動物に関する実験施設  
実験施設としての要件を満たしているのは、研究実験室 2 5 5 および研究実験室 3 5 5 である。
- ② 細菌ウィルス等微生物に関する実験施設  
実験施設としての要件を満たしているのは、研究実験室 2 5 5 および研究実験室 3 5 5 である。
- ③ 病原体あるいは組換え DNA 実験体を扱う実験施設  
実験施設としての要件を満たしているのは、研究実験室 2 5 5 および研究実験室 3 5 5 である。
- ④ その他の生物に関する実験施設  
環境面の要件と安全面の要件を満たしている場所において実施すること。ただし、植物に関しては消防法を遵守すること。
- ⑤ 生物実験に関連する薬物等の保管・管理施設  
保管・管理施設としての要件を満たしているのは、研究実験室 2 5 5 および研究実験室 3 5 5 である。